

## 定例庁議次第

令和6年5月14日  
役場2階第2会議室

### 1. 開会

### 2. 挨拶

### 3. 審議事項 なし

### 4. 報告事項 (1) 非公開

### 5. 議案事項

(1) 令和6年度 吉岡町役場庁舎等電気設備更新工事請負契約締結について  
(企画財政課 齋藤課長)【資料番号2】

(2) 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例について  
(上下水道課 岸課長)【資料番号3】

(3) 吉岡町教育支援センター設置条例について  
(教育委員会事務局 米沢局長)【資料番号4】

### 6. その他

### 7. 閉会

5月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課 齋藤 智幸

【議案名】

議案第40号 令和6年度 吉岡町役場庁舎等電気設備更新工事請負契約の締結について

【提案理由】

吉岡町役場庁舎及び吉岡町コミュニティーセンターの受変電設備の更新工事にあたり、請負者を選定し契約を締結するため、議会に上程するもの。

【概 要】

- |    |       |  |
|----|-------|--|
| 1  | 工事名称  | 令和6年度 吉岡町役場庁舎等電気設備更新工事   |
| 2  | 履行場所  | 吉岡町大字下野田地内   |
| 3  | 契約締結日 | 議会議決の日   |
| 4  | 履行期間  | 議会議決の日 から 令和9年3月31日まで  |
| 5  | 契約方法  | 一般競争入札   |
| 6  | 予定価格  | 100,000,000円（消費税を含まない）   |
| 7  | 落札金額  | 94,500,000円（消費税を含まない）  |
| 8  | 落札率   | 94.50%   |
| 9  | 契約金額  | 103,950,000円<br>（内消費税額 9,450,000円）   |
| 10 | 補助金   | 無 <del>有（国・県補助：○○○○交付金）</del>  |
| 11 | 請負者   | 利根電気工事株式会社 代表取締役 熊木 亮介   |
| 12 | 工事内容  | 電気工事<br>吉岡町役場庁舎受変電設備等更新工事<br>吉岡町役場庁舎空調室外機用電源工事<br>吉岡町コミュニティーセンター受変電設備等更新工事 |

【上程予定】

令和6年第2回定例会

【備 考】

本案件は、令和6年5月7日に開札を行い、落札候補者を決定の後に参加資格を事後的に審査することで同年5月9日に落札者を決定したものである。

5月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 上下水道課長 岸 一憲

【議案名】

議案第37号 吉岡町下水道条例の一部を改正する条例

【提案理由】

下水道法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第2号）の施行に伴い、所要の改正を行うもの。

【概 要】

- 1 六価クロムの基準値の見直し（第11条第1項第5号関係）  
公共下水道に排除される下水の水質基準のうち、下水1リットル当たりの六価クロムの基準値を、0.2ミリグラム以下とするもの。
- 2 技術的改正（第11条第1項第42号関係）  
下水道法の一部改正に伴う字句の修正を行うもの。
- 3 施行期日（附則関係）  
公布の日。ただし、字句の修正を行う第11条第1項第42号の改正は、令和7年4月1日。

【上程予定】

令和6年第2回定例会

5月14日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【3. 議案事項（1. 議案）】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 教育委員会事務局長 米沢 弘幸

【議案名】

議案第39号 吉岡町教育支援センター設置条例の制定について

【提案理由】

不登校の児童及び生徒への支援等を行うための教育機関として、吉岡町教育支援センターを設置するもの。

【概 要】

1 設置（第1条関係）

吉岡町教育支援センターを設置することについて定めるもの。

2 名称及び位置（第2条関係）

名称を「吉岡町ふれあい教室」及び「吉岡町ひばりの家」として、その位置を定めるもの。

3 対象児童生徒（第3条関係）

不登校の状態にある児童及び生徒であって、教育委員会規則で定めるものを教育支援センターの対象となる児童及び生徒とするもの。

4 事業（第4条関係）

教育支援センターで行う事業について定めるもの。

- (1) 対象児童生徒の教育相談
- (2) 対象児童生徒の生活指導並びに学習指導及び教科指導
- (3) 対象児童生徒の特性等に応じた適切な個別指導による豊かな人間性及び社会性を育むための支援
- (4) 不登校に係る情報の収集及び提供

5 職員（第5条関係）

教育支援センターに指導員その他必要な職員を置くこととするもの。

6 施行期日（附則関係）

令和6年7月1日

**【上程予定】**

令和6年第2回定例会